

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公正な入札を執行するため、建設工事において一定の資本関係又は人的関係にある複数の者に対し同一の入札への参加制限(以下「入札制限」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(制限の基準)

第2条 町長は、同一の入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該同一の入札に参加させないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合(子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))又は子会社の一方が更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。))又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。))である場合を除く。)

ア 子会社と親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合(アの場合で、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であるときを除く。)

ア 一方の会社の役員(会社の代表権を有する取締役、取締役(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役を除く。))及び同法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(対象とする入札案件)

第3条 この基準に基づく入札制限を行う入札は、建設工事に係る一般競争入札案件とする。

(基準に該当する場合の取扱い)

第4条 第2条の規定に該当する者が行った入札は、無効とする。ただし、入

札執行の完了に至るまでに同条の規定に該当することが判明し、かつ、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効とはならないものとする。

2 第2条に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した基準に該当する者は、指名停止処分の対象とする。

(入札公告等への記載)

第5条 町長は、入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、第2条の規定に該当する複数の者のした入札は無効とすることを入札公告等に明示するものとする。

(基準該当の審査)

第6条 入札参加資格審査申請を行う者(以下「申請者」という。)は、入札参加資格審査申請書とともに、資本関係及び人的関係確認書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申告内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の内容を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(留意事項)

第7条 基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。